

いただいた御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
今回の改定事項に関する御意見	
<p>小売電気事業者の業務提携先である媒介・取次・代理業者の公表について</p> <p>26 ページの新設された望ましい行為にて、「媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において公表する」について。公表する具体的内容(社名+住所、連絡先など)について例示することで小売事業者は対応が明確になると考えます。</p>	<p>小売電気事業者が公表する具体的内容については、媒介・取次・代理業者の事業者名のみならず、住所・連絡先を公表するという方法も一案と考えますが、当該媒介・取次・代理業者のホームページへのリンクを掲載するなどの方法も考えられます。</p> <p>本指針における「望ましい行為」に関して一定の例示をした場合に、小売電気事業者が当該例示に縛られる実例も見られるところ、小売電気事業者が公表すべき内容を例示した場合には、それ以外でのより分かりやすい方法を小売電気事業者の創意工夫でとることや、各小売電気事業者の実情に応じた方法をとることを躊躇させる可能性もあることも考慮すると、どのような形で情報を公表するかは、各小売電気事業者において、需要家への分かりやすさ等の観点から判断すべきであると考えます。</p> <p>いただいた御意見のご趣旨を踏まえまして、「媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において『分かりやすく』公表することが望ましい」旨追記しました。</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>各小売電気事業者が、業務提携先である媒介・取次・代理業者を自社ホームページ等において公表することが望ましいという追加事項について。取次業者の場合、お客様との契約主体となるため、取次業者からの媒介・代理業者リストは取次業者ホームページに掲載することが適切であると考えます。</p>	<p>取次業者が小売供給契約の締結主体となる場合であっても小売供給を行う主体は小売電気事業者となることや、取次業者に対する供給条件の説明義務や書面交付義務との関係でも小売電気事業者の氏名・登録番号・連絡先等を明らかにする必要があることから、小売電気事業者が業務提携先である取次業者（当該取次業者からの媒介業者・代理業者を含む）を自社ホームページ等において分かりやすく公表することが望ましいと考えます。ただ、取次業者が自社ホームページ等においてその媒介業者・代理業者を公表することも妨げられるものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 意見内容 小売事業者が、業務提携をしている媒介・取次ぎ・代理業者を自己のホームページ等において公表することを望ましい行為としているが、義務化することが望ましい。加えて媒介・取次ぎ・代理業者も自己のホームページや説明資料等において、どこの小売電気事業者の媒介等の営業活動を行なっているのか、公表することを義務化すべきである。 ● 理由 消費者庁が電力小売全面自由化に関する情報として、配布しているチラシ「電力小売全面自由化に関する注意喚起チェックーまずはしっかりチェック」には、経済産業省 小売電気事業者一覧にて、契約先は登録された事業者かどうか確認するよう記載している。しかし、経済産業省資源エネルギー庁のホームページには、登録小売電気事業者一覧があるが、媒介・取次ぎ・代理業者は掲載されることはない。小売電気事業者と媒介・取次ぎ・代理業者は、何らかの契約に基づき営業活動を行なっており、双方ともに自社のホ 	<p>電気事業法及び同法施行規則上、媒介・取次・代理業者が需要家と小売供給契約を締結しようとする際には、小売電気事業者の氏名・登録番号・連絡先等を説明し、交付する書面にも記載しなければならないこととされており、これにより需要家は当該小売電気事業者が登録を受けているかどうかを確認することが可能となります。</p> <p>小売電気事業者が、業務提携をしている媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において分かりやすく公表することは、電気事業法上明文で規定されたものではありませんが、需要家保護の観点から、このような情報を公表することは望ましいと考えられることから、今回の改定案ではそれを「望ましい行為」として位置づけており、今後、各小売電気事業者の取組状況の進展を見つつ、適切な時期にフォローアップ調査を行う予定です。</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>ホームページ等に公表することは難しいことではない。電気事業法施行規則第3条の12において、媒介等を行なう場合においてはその旨説明することなどが示されているが、実際にトラブルが発生していることも鑑み、本指針において、ホームページや説明資料等に公表することを義務化するべきである。</p>	
<p>ホームページ等において電源構成を開示する際に需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 意見内容 「需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること」とあるが曖昧である。ホームページならトップページに電源構成の項目を設けるなど、分かりやすい形を具体的に示すべき。 ● 理由 電源構成を表示する事業者も増えてきているが、ホームページでも深い階層にあり簡単に探せない事業者もある。 	<p>御指摘のように、小売電気事業者が、自社ホームページのトップページにおいて電源構成に関する項目を設けることも「需要家にとって分かりやすい形での掲載・記載」の具体的方法の一例であると考えますが、ホームページの他、パンフレットやチラシ等も含め、どのような形で「需要家にとって分かりやすい形での掲載・記載」を実現していくかは、一次的には各小売電気事業者の創意工夫に委ねるべきものと考えます。いただいたご意見も踏まえ、今後とも、各小売電気事業者による電源構成等の開示状況について適切に監視し、必要な検討を行っていく予定です。</p>
<p>新規参入の小売電気事業者による数ヶ月間の直近実績値による電源構成開示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所；P12（3）電源構成等の適切な開示の方法 iii①開示対象の情報の算定の期間 ● 意見：実績値のない新規参入の小売電気事業者が、より早く実績の開示 	<p>電源構成等の開示状況を含む、本指針で「望ましい行為」とされているもの等の取組状況に係る調査については、本年4月に実施し、その結果を本委員会の第7回制度設計専門会合で公表して</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>ができるよう、供給開始後数カ月間の直近実績値をもって開示できる改定案に賛成します。今後も開示状況を注視しつつ、電源構成等の開示義務化を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 理由： 全国消団連が2016年4月に実施した「電源構成等の情報開示に関するアンケート」では、4月25日時点で「電源構成実績（計画）」と「二酸化炭素排出係数」をともに開示している事業者は、家庭向け電気小売事業を行っている（行う予定の）事業者の18%という結果となりました。改定案のように数か月単位での実績の開示が可能になれば、需要家への情報提供がより進むものと期待できます。引き続き事業者の開示状況をふまえつつ、電源構成等の開示義務化の検討を求めます。 	<p>います。今後、各小売電気事業者の取組状況の進展を見つつ、適切な時期にフォローアップ調査を行う予定としています。</p> <p>今後、需要家のニーズや事業者の取組を注視し、需要家のニーズが高まっても事業者の開示の取組が広まっていけないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示の在り方について検討することが必要と考えています。</p>
今回の改定事項以外に関する御意見	
<p>電源構成の開示を義務化すべきとのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所：P.11 （3）電源構成等の適切な開示の方法 ● 意見：消費者が選択時に、地球環境への配慮の視点から比較検討できるよう、全ての事業者に電源構成等の表示を義務づけて下さい。 ● 理由 電力小売営業指針において、電源構成等の表示は「望ましい行為」とされ、具体的な表示例も指針の中に掲載されています。しかしながら全国消費者団体連絡会が2016年4月に実施したアンケート調査では、電源構成・二酸化炭素排出係数の情報開示を行っている事業者は、家庭向け電気小売事業を行っている事業者の3割に満たず、「望ましい行為」が十分に実施されていない状況が見られます。今回の改定案で追加された「分かりやすい形」での掲載・記載や、実績値のない新規参入の小売電気事業者が供給開始後数ヶ 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針制定時にお示しした当事務局の考え方は以下のとおりです。</p> <p>電力システム改革の目的である「電気の利用者の選択の機会の拡大」を実現していく上で、電源構成が開示されることは意義があり、事業者が開示に積極的に取り組むことは望ましいと考えています。他方、電気事業のあり方について、事業者の自由な創意工夫に委ねることで、活発な競争を促し、消費者の利益を向上させることが、電力システム改革の趣旨です。また、発電所で発電された電気は、送配電網を経由して需要家に届くまでに混ざる</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>月間の直近実績値をもって開示できるようにする措置は、消費者の選択にあたっての情報提供を促すものと評価することができます。直近数ヶ月の実績値という選択肢も含めて、消費者が選択時に比較検討できるよう全ての事業者が電源構成等の表示を義務づけて下さい。</p>	<p>ため、需要家が契約している電力会社の電源構成は、実際に需要家に届く電気の品質に影響せず、開示されないことにより需要家に損失が生じる訳ではありません。</p> <p>これらを踏まえ、本指針においては、電源構成について、開示しないことを「問題となる行為」として罰則を伴う義務付けを行うことはせず、開示を「望ましい行為」に位置付け、事業者の自主的な取組を促す努力義務としています。</p> <p>今後、需要家のニーズや事業者の取組を注視し、需要家のニーズが高まっても事業者の開示の取組が広まっていかないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示の在り方について検討することが必要と考えています。</p>
<p>放射性廃棄物排出量の開示を義務化すべきとのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所：P11（3）電源構成等の適切な開示の方法 ii 情報や開示を行う場合の具体例 ● 意見：放射性廃棄物の発生量の表示義務化を求めます ● 理由 <p>発電の環境影響で特に問題となるのは、CO₂及び放射性廃棄物の量です。原子力発電において、環境負荷の大きい放射性廃棄物についての表示がないまま、CO₂排出係数の低い表示だけがなされていると、環境負荷の低い電源を選択したい消費者にとっては合理的選択が阻害されていることとなります。欧州の例にならい「電力1kwhあたりの放射性廃棄物の発生量」の表示義務化と、放射性廃棄物の算出方法を定めることを求めます。</p>	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針制定時にお示しした当事務局の考え方は以下のとおりです。</p> <p>CO₂排出量については、本指針において、電源構成の開示を「望ましい行為」と位置付けていることを踏まえ、電源構成に関する情報を補足する情報として、電源構成を開示する際に「二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を併せて記載することが望ましい」旨記載しています。他方、放射性廃棄物排出量については、現時点で旧一般電気事業者ごとに液体や固体で算出単位が異なる</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
	<p>るなど、算定に関するルールが定まっておらず、原子力発電の卸売（常時バックアップを含む）を受けた小売電気事業者の算定にかかる負担も鑑み、開示を望ましい行為と明示することとはしていません。</p>
<p>F I T電気を販売する際の説明すべき事項に関するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所：1（3）イ ii） 電源構成等の適切な開示の方法における望ましい行為（算定や開示の具体例）（P. 11） ● 意見内容 具体例（図）中の（※1）としてF I T電気の特性を明示する文章について、「この電気のCO₂排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われます」は削除すべき。 ● 理由 需要家、一般的な消費者にとって、F I T電気は物理的にCO₂を排出しないCO₂排出量0の電源であり、火力を含めた全国平均のCO₂排出量に置き換えることは需要家にとって誤解や混乱を生む。F I T制度における回避可能費用単価に含まれる「環境価値」を消費者が負担する賦課金に含めてしまったことは制度設計のミスで、他国のF I T制度と比べても異質であり、修正すべきである。電力システム改革や需要家への適切な情報提供で先行するドイツ等でも、F I T電気もそのほかの再生可能エネルギーもCO₂排出量は0 g/kWh と表示されている。 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針制定時にお示しした当事務局の考え方は以下のとおりです。</p> <p>そもそもF I T制度において、F I T電気については、全需要家の賦課金負担によって調達が行われていることから、F I T電気のCO₂を排出しないという特性・メリットも全需要家に広く薄く帰属することとされており、火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われています。</p> <p>なお、F I T以外の再生可能エネルギー電気については、CO₂フリーの電気として表示が可能です。物理的な特性によってのみCO₂価値を判断すると、F I T電気とF I T以外の再生可能エネルギー電気の区別ができず、国民負担に依存しない再生可能エネルギー電源の普及が逆に阻害されるおそれがあります。</p> <p>こうしたことから、F I T電気を販売しようとする際には、その特性として「この電気のCO₂排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われます」などの適切な注釈を付す必要があります。</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>原子力発電電気を販売する際の説明に関するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所：1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為（3）電源構成等の適切な開示の方法 ウ 問題となる行為 ● 意見内容：5つめの項目として、「原子力電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの」を追加すべき ● 理由：原子力電気の特性についても、需要家の利益保護や電気事業の健全な発達を図るうえで、適切な情報提供が必要である。原子力電気について税や電気料金を通じた費用の補填等が行われていること（使用済燃料再処理等既発電費や電源開発促進税等の国民負担により賄われていること）に関して、ア）誤解を招かない形で説明すること、イ）電源構成に占める割合を示すこと、ウ）原子力電気に関する制度の説明をすること の3要件を満たし説明をする必要がある。 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、小売電気事業者による需要家に対する情報提供に関して、本指針で取り上げられていない情報（使用済燃料再処理等既発電費相当額や電源開発促進税相当額等）の取扱いについては、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会において議論が行われ、「小売電気事業者自身では把握できない可能性のある情報について、制度として情報提供を求めることは適当ではない」という意見が多数を占めました。他方、これらの費用を電気代の一部として国民が支払っていることを国民一人一人が知ることができるよう、国として何らかの形で情報提供を行っていくことが望ましいとの意見もありました。</p> <p>事業者の創意工夫を促す電力システム改革の趣旨に照らしても、電気料金に関連する情報について、すべからず小売事業者に対して消費者への提供を義務付けることは妥当でなく、電気料金に関する消費者の理解の増進に必要な情報については、国として消費者に対する情報提供を充実させていく予定です。</p>
<p>「CO₂ゼロエミッション電源」との表現に関するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所：1（3）ウ i）④ 電源構成等の適切な開示の方法における問題となる行為（一般的に問題となるもの）（P.15） ● 意見内容（※）中の「原子力、水力、再生可能エネルギー（FIT電気を除く。）等を二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO₂ゼロ 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、現在の二酸化炭素排出量の算定に関する法令・通達の規定上、原子力発電所で発電された電気に係る二酸化炭素排出量</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>エミッション電源) であるとしてまとめて表示する場合でも、需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。」を削除すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 理由 <ul style="list-style-type: none"> 一般的な消費者にとって、FIT電気は「CO₂ゼロエミッション電源」であるが、賦課金を背景にCO₂を排出しない電気である付加価値を訴求しないこととされている。同様に、使用済み燃料再処理等既発電費や電源開発促進税等の国民負担により賄われている原子力電気は「CO₂ゼロエミッション電源」とはいえない。原子力電気には調整前のCO₂排出量を用いており、現在の「電力の小売営業に関する指針」では一貫性がなく考え方が逆転している。指針において原子力を含めた電気を「CO₂ゼロエミッション電源」とする表示は問題であり、需要家の混乱や誤認を招くことは避けられない。 	<p>は0とされており、FIT電気のように、固定価格買取制度に基づく二酸化炭素排出量の調整を行う仕組みは用いられていないことから、原子力を二酸化炭素排出量がゼロの電源(いわゆる「CO₂ゼロエミッション電源」)と表示すること自体は妨げられないと考えます。</p>
<p>他社から電気の卸売を受けた電気の仕分け方法に関するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 <ol style="list-style-type: none"> 1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為 <ol style="list-style-type: none"> (3) 電源構成等の開示に関する考え方 <ul style="list-style-type: none"> ウ 問題となる行為 <ul style="list-style-type: none"> i) 一般に問題となるもの ⑤ ● 意見内容 <p>小売電気事業者が発電所等、電源を特定して調達した電気と、他社から発電所等、電源を特定せずに調達した電気(常時バックアップ等含む)を合算して、電源構成を仕分けることはするべきではない。</p> ● 理由 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、小売電気事業者は、電気事業法上、自らが供給する需要量に応じた供給力を確保する義務があり、そのためには電源を特定して他者から電気を調達する場合もあれば、電源を特定せずに調達する場合(常時バックアップを用いる場合を含みます。)もあるところ、各小売電気事業者の電源構成としては、後者についても必要な限り仕分けをした上で示すことが実態に則した開示方法であると考えます。このような仕分けをせずに開示をした場合には、当該小売電気事業者による電源調達の実態が適切に反</p>

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>電源構成・電源特性をセールスポイントとする小売電気事業者にとって、自社の意図が関与しない（できない）調達分を合算して示すことは、消費者にとってわかりにくく、誤解を招くことになる。発電所、電源を特定して調達した電気と、それらに関与せず、他社から調達した電気は別々に電源が同じであっても合算するべきではない。</p>	<p>映されない開示となり、需要家の誤解を招くおそれがあると考えます。</p>
<p>電源構成等の開示方法等に関するその他のご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所： <ul style="list-style-type: none"> 1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為 <ul style="list-style-type: none"> (3) 電源構成等の適切な開示の方法 <ul style="list-style-type: none"> イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例 <ul style="list-style-type: none"> i) 電源構成の開示 ● 意見内容 <p>「小売電気事業者の電源構成と二酸化炭素排出係数の開示」にあたっては、複数の事業者間の比較が容易になるよう消費者にわかりやすい形で表示を統一すべきである。</p> ● 理由 <p>需要家は、様々な情報（料金、サービス内容、信頼性、環境負荷など）を比較検討して、電力会社を選択するが、環境負荷面については電源構成ならびに二酸化炭素排出係数は重要な情報である。この開示にあたり、電力会社間で表示内容（対象期間、電源の種類、定義、グラフ等の表現）が異なると需要家が比較検討できなくなるため、複数の事業者間の比較が容易になるよう消費者にわかりやすい形で表示を統一すべきである。</p> 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針では、小売電気事業者による電源構成等の算定・開示方法が、需要家にとって分かりやすく、また、需要家の混乱や誤認を招かない方法でなされることを確保するため、一定の算定・開示方法に関する規定を設け、算定や開示を行う場合の具体例を示しています。いただいたご意見も踏まえ、今後とも電源構成等の算定・開示方法の在り方を検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 	

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>11 ページ i) 電源構成の開示 ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うこと（その際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること）が望ましい。</p> <p>● 意見内容 「ホームページ、パンフレット、チラシ等」に加えて、需要家に毎月送付される請求書、領収書等に電源構成、二酸化炭素排出量、放射性廃棄物を明記することを求めます。需要家への意識啓蒙の観点からも、おもに契約時に手にとるパンフレットやチラシだけではなく、継続的に需要家が目にする請求書、領収書等に情報を表示することが望ましいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針では、電源構成の開示を行う媒体として「ホームページやパンフレット、チラシ等」と記載し、直接需要家に配布されるものも例示しており、これには需要家へ送付される請求書や領収書等も含まれます。</p> <p>実際にどのような媒体で開示を行うかについては、各小売電気事業者において個々の事情に応じて判断すべき事項と考えます。</p>
<p>「小売電気事業者が、(略)、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うこと（その際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること）が望ましい。」に加えて、媒介・取次・代理業者に対しても、電源構成開示を需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載することを『望ましい行為』として追加していただきたい。</p> <p>消費者としては、媒介・取次・代理業者が提供する情報によって選択を行うことになるので、その中に電源構成等の情報についても掲載していただきたい。消費者に小売電気事業者が開示している情報までさかのぼって確認することを求めるのはハードルが高すぎる。中でも取次業者については、契約締結主体としての責任において情報提供をしていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、媒介・取次・代理業者が需要家と小売供給契約を締結しようとする際には、小売電気事業者の氏名・登録番号・連絡先等を説明しなければならないこととされており、これにより需要家は当該媒介・取次・代理業者と業務提携している小売電気事業者を把握することが可能となるため、本指針では需要家に対する電源構成の情報の開示を行う主体を小売電気事業者と規定しています。</p>
<p>● 該当箇所：</p>	

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>1 (3) ウ i) ⑧ 電源構成等の適切な開示の方法における問題となる行為 (一般的に問題となるもの) (P.17、脚注 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 意見内容 揚水発電所を用いる場合、揚水を行った電源の種類によって電源の区分けをするべき (現状の、電源の種類によらず 3 万 kW 以上は「(ア) 水力発電所」、それ以外は「カ) 再生可能エネルギー」、とすべきではない)。 ・理由 揚水発電自体は水力を利用した発電方式であるが、揚水を行う時点で消費する電源によって、原子力、火力、再生可能エネルギーなどその内訳は多様であり、需要家には揚水を行うことで実際に物理的に消費されている電源をもって電源構成を開示する方が妥当である。 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、揚水発電所については、従前より発受電月報等において水力発電所に含まれるものとして分類されてきたことを踏まえ、本指針では水力発電所に揚水発電所を含む旨規定しています。</p>
<p>その他のご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所：序 電力の小売営業に関する指針の必要性等 (1) 本指針の必要性及び構成 ● 意見内容： 指針で定めている望ましい行為が結果として実施され、問題となる行為がなくなることを検証し、消費者の利益向上の結果がともなわないのであれば、義務化も視野に入れるべき。 ● 理由：指針は、望ましい行為と、問題となる行為を列挙することで、構成されている。電力自由化において、民衆の商行為が、がんじからめのルールではなく、業界の自主的な健全化の努力に委ねられることは、好ましいこととは思いますが、全体として望ましい行為が実施され、問題となる行為が慎まれる結果となっていることを検証し、適切な見直しを検討すべきである。 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針において「問題となる行為」として記載されたものについては、そのような行為が行われていないかを適切に監視していきます。</p> <p>また、本指針で「望ましい行為」とされているもの等の取組状況に係る調査については、本年 4 月に実施し、その結果を本委員会の第 7 回制度設計専門会合で公表しています。今後、各小売電気事業者の取組状況の進展を見つつ、適切な時期にフォローアップ調査を行う予定としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 	

御意見の内容	御意見に対する電力・ガス取引監視等委員会事務局の考え方
<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (2) 契約に先だっを行なう説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 意見内容 スイッチングの際、初期費用（手数料、事務手数料など）、契約解除に伴う違約金などについて、その有無や金額などについてホームページやパンフレットなど説明資料のわかりやすい場所に明記するよう追加するべき。 ● 理由 スイッチングの際、切り換え後の小売電気事業者が旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明を行なうことを望ましい行為としているが、それに加えて、消費者にわかりやすいよう、小売電気事業の説明資料、ホームページでも「初期費用」「違約金」等の項目を設けて、わかりやすく情報提供を行なうべきである。 	<p>いただいたご意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、電気事業法施行規則上、小売電気事業者等が需要家と小売供給契約を締結しようとする際には、①料金の算定方法や工事費負担金のほか、需要家が負担する費用がある場合にはその内容を、②小売供給契約の変更や解除を申し出た需要家が負担する違約金等がある場合にはその内容を、それぞれ説明し、交付する書面にも記載しなければならないこととされています（同規則第3条の12第1項第7号から第9号まで、第20号）。</p> <p>上記については本指針にも記載しています（【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】1（3）説明すべき事項等）。</p>